

お客さま 各位



## 「でんさいネットサービス」の取扱開始について

いつも、当組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当組合では、平成25年2月18日（月）より「でんさいネットサービス」の取扱いを開始いたしますので、以下によりご案内いたします。

このたび、株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）が主務大臣から電子債権記録機関として指定を受け、電子記録債権（通称：でんさい）のサービスを開始することとなり、当組合もでんさいネットを利用した同サービスの取扱いを開始することとしたものです。

### 記

#### 1. サービス開始日

平成25年2月18日（月）

#### 2. 利用申込の受付開始日

平成25年2月4日（月）

※ サービス開始に先立ち、利用申込の受付を開始いたします。

#### 3. ご利用いただける方

当組合で決済口座（普通預金または当座預金）を開設されている法人・個人事業主、国・地方公共団体のお客さま

#### 4. 提供サービス

- ① 発生記録＝債務者請求方式 → 約束手形の振出にあたります。  
＝債権者請求方式 → 為替手形の振出にあたります。
- ② 譲渡記録＝全額・分割記録 → 手形の裏書譲渡にあたります。
- ③ 保証記録、変更記録、支払等記録、割引申込、譲渡担保申込 等

#### 5. でんさいネットサービスの導入の効果

	支払企業（債務者）さま	納入企業（債権者）さま
手形との比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発行手続等に係る事務負担が軽減されます。</li> <li>○ 手形の保管・管理負担が軽減されます。</li> <li>○ 搬送代・郵送代が不要です。</li> <li>○ 印紙税の課税対象外です。</li> <li>○ 盗難・紛失リスクを回避できます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受取・集金が不要です。</li> <li>○ 取立・割引の持込が不要です。</li> <li>○ 譲渡・割引の分割（額面でなくとも可）が可能でます。</li> <li>○ 支払期日当日に資金化できます。</li> <li>○ 受取証が不要（印紙代不要）です。</li> <li>○ 盗難・紛失リスクを回避できます。</li> </ul>
振込との比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納入企業さまに対して割引・裏書譲渡（廻し手形）による資金調達手段を提供します。（※）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 割引や担保への活用も可能です。（※）</li> </ul>

※ 割引及び担保提供については、当組合による審査がございます。

## 6. 「でんさいネット」導入にあたっての留意点

- お客さまのお取引先も「でんさいネット」との契約が必要です。
- 発生記録・譲渡記録は、支払期日を発生日から7営業日以上の日付とする記録に限ります。
- 支払期日に資金不足となった場合、債務者に対して、手形の取引停止処分と同等のペナルティが課せられます。
- 他の記録機関（JEMCO等）で発生した電子記録債権は、「でんさいネット」で譲渡及び割引ができません。

## 7. 主な手数料(消費税込み) (請求1件および入金1件あたりの手数料です。)

取引種類	仕向け先	手数料	手数料の説明
発生記録請求 (債務者請求方式)	当組合あて	315円	「でんさい」を発生させたときの手数料です 約束手形の振出にあたります
	他行あて	630円	
発生記録請求 (債権者請求方式)	当組合あて	315円	「でんさい」を発生させたときの手数料です 為替手形の振出にあたります
	他行あて	630円	
譲渡記録請求(でんさい割引・担保含む)	当組合あて	210円	「でんさい」を譲渡したときの手数料です 手形の裏書譲渡にあたります
	他行あて	315円	
分割記録請求(でんさい割引・担保含む)	当組合あて	315円	
	他行あて	630円	
決済資金の受取	210円		「でんさい」の決済資金を受取ったときの手 数料です(手形の取立手数料にあたります)

以上

### ご参考

#### 1. 電子記録債権「でんさい」とは

電子記録債権とは、平成20年12月1日に施行された電子記録債権法により、事業者の資金調達の円滑化等を図る為に設立された新しい種類の金銭債権です。

電子債権記録機関の記録原簿への電子記録により、当該債権の発生・譲渡等がなされる、売掛債権や貸付債権といった指名債権や手形債権と並ぶ新たな債権です。

#### 2. 電子債権記録機関とは

電子債権記録機関とは、電子記録債権法によって導入され、記録原簿を備え、電子記録債権の発生・譲渡・消滅等の記録・管理を行う専門の株式会社です。電子債権記録業を営む為には主務大臣の指定を受ける必要があり、このたび、全国銀行協会が設立した「株式会社全銀電子債権ネットワーク」(通称「でんさいネット」といいます。)が指定を受けました。

「でんさいネット」には、銀行、信用金庫、信用組合等全国約1,300の金融機関が参加し、実績ある銀行間のネットワークを活用することにより、安心して信頼できるサービスを提供していきます。

「でんさい」の仕組みについては、でんさいネットのホームページ(<http://www.densai.net/>)をご参照ください。

「でんさいネット早わかり! その仕組みと実務」で動画により解説を行っています。

【本件に関するお問い合わせ先】

事務管理部：電話0256-61-1506

